

「消費生活支援センター」を名乗る架空請求ハガキの相談が急増！

＜相談内容＞

「消費生活支援センター」を名乗るところからハガキが届いた。「料金の未払いのため、裁判所に訴状が提出されている。連絡をしない場合は、給与や不動産の差し押さえを強制的に行う。至急連絡するように」と書いてある。記載されていた電話番号へ電話をしてみたが、つながらず、内容に身に覚えがない。



(70歳代 女性)

＜アドバイス＞

相談者には、最近、同様の相談が多数寄せられており、本事例は架空請求なので、無視をするよう助言しました。また、今後、こうした身に覚えのない請求が届いても、決して事業者に連絡しないよう付言しました。

トラブルを防ぐためのポイント

・公的機関等をかたったハガキや封書の架空請求にご注意ください！

「生活相談センター」や「消費者支援センター」といった公的機関を思わせるようなところから、訴訟関係のハガキや封書を受け取った、という相談が、特に、70歳以上の女性から多く寄せられています。「訴訟」や「差し押さえ」などの言葉を使って、不安をあおり、連絡をさせようとする悪質な手口に注意してください。

・身に覚えのない請求は無視をしましょう

相手と連絡を取ったために強引にお金を請求されたり、まだ知られていない個人情報聞き出されてしまう危険があります。また、一旦支払ったお金を取り戻すことは困難です。不審なハガキやメールが届いても、絶対に連絡をしないようにしましょう。

・少しでも不安を感じたら、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください

相手は様々な手口で連絡を取らせようと消費者の不安をあおります。「利用した覚えはないのに・・・」「おかしいな？」と感じた時はすぐにご相談ください。

生活情報ファイル

低温やけどにご注意ください！

低温やけどは、比較的温度が低く、長時間にわたって直接皮膚に触れる、電気毛布、電気あんか、湯たんぽ等で起きています。次の点にご注意ください。



・体の同じ場所を、長時間温めないようにしましょう

心地よく感じる程度の温度でも皮膚の同じ部分に長時間接触し続けると、低温やけどを負うおそれがあります。また、低温やけどは見た目より重症の場合があります。痛みや違和感がある場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

・就寝時は特に注意をしましょう

「電気毛布は就寝前に温めて、就寝中は高温で使用しない」「布団が温まったら電気あんかや、湯たんぽは布団から出す」「睡眠中はカイロを使用しない」などご注意ください。

試してみよう、消費者力！第11回（令和3年度）

Q 次のうち、敷金の説明として適切なものを選びなさい。

1. 貸主に対するお礼の意味合いがあり、賃料の1～2か月分が目安。
2. 賃料滞納や修繕費用の担保として、貸主に預け入れるもの。
3. 原則として一切返還されない一時金。
4. 貸主は必ず敷金を取らなければならない。

【第17回消費者力検定（令和2年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

「食品ロス」を減らすために



消費者庁イラスト集より

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられている食品のことです。日本では年間570万トン以上の食品ロスが発生しています。食品を無駄なく食べきり、環境面や家計面にも優しい簡単な工夫をご紹介します。

買い物編

- **必要な分だけ買って、食べきるようにしましょう**
買い物に出かける前に、冷蔵庫などにある食材を確認して、必要な分だけを買うようにしましょう。また、スマートフォンなどで冷蔵庫内の写真を撮っておくことも、食品の買い過ぎの防止に有効です。
- **すぐに食べる商品は、棚の手前から取るようにしましょう**
スーパーなどで買物をする際、賞味期限や消費期限のより長いものを買おうと、棚の奥から商品を取ることもあります。すぐ使う食品は棚の手前から取りましょう。期限が短かったり、過ぎてしまうと、お店は返品や廃棄をしてしまうので、食品ロスが発生してしまいます。

家庭編

- **作りすぎに注意し、食材を上手に使い切りましょう**
冷蔵庫や食品庫を整理して、残っている食材から使うようにしましょう。もし、食べきれなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。
- **食品は適切に保存しましょう**
食品に記載された保存方法に従って保存し、野菜は冷凍・茹でるなどの下処理をして、ストックしましょう。

「試してみよう、消費者力！第11回解答と解説⇒（正解—2）

敷金は、借主が賃料を払わなかった場合や、修繕費用の担保として、契約時に貸主に預け入れるお金である。賃料の未払いがなく、原状回復の義務を果たせば、原則として返還されることになっている。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 Tel 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変わっていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。